公益充実資金等取扱規程

第１章 総 則

（目的）

第１条　本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）定款第 13 条第３項の規定に基づく規程として、公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（１）公益充実資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、公益認定法施行規則という。）第 23 条第１項柱書に定める公益充実資金をいう。

（２）特定費用準備資金 公益認定法施行規則第 31 条第１項柱書に定める特定費用準備資金をいう。

（３）資産取得資金 公益認定法施行規則第 36 条第３項第４ 号に定める資産取得資金をいう。

（４）公益充実資金等 公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金を総称していう。

（５）公益充実活動等 公益認定法施行規則第 23 条第１項第１号に定める公益充実活動等をいう。

（原則）

第３条　本規程の解釈及び運用については、公益認定法、公益認定法施行規則及び本協会の定款に則り行うものとする。

第２章 公益充実資金

（公益充実資金の保有）

第４条　本協会は、公益充実資金を保有することができる。

２　本協会は、公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。

（公益充実資金の管理）

第５条　本協会は、公益充実資金について、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示するものとする。

（公益充実資金の取崩し）

第６条　公益充実資金を取崩す場合には、公益認定法規則第 23 条第 2 項に基づき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。

（１）当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
（２）正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額

２　公益充実資金について、公益充実活動等以外の支出に充てるために取崩す場合には、公益認定法施行規則第 23 条第 1 項第 3 号に定める特別の手続きとして、会長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

（特定費用準備資金及び資産取得資金の保有）
第７条　本協会は、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有することができる。

２　本協会が、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有しようとするときは、将来の特定の活動（資産取得資金にあっては将来の特定の資産の取得又は改良。以下、総称して「活動等」という。）の名称、内容、計画期間、活動等の実施　予定時期、積立限度額（資産取得資金にあっては当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額。以下同じ。）、その算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。

（特定費用準備資金及び資産取得資金の管理）
第８条　特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第 31 条第 3 項第 2 号（同規則第 36 条第 4 項において準用する場合を含む）に従い、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

（特定費用準備資金及び資産取得資金の取崩し）
第９条　特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第 31 条第４項（同規則第 36 条第４項において準用する場合を含む）に基づき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。
（１）当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
（２）各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合、当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額
（３）正当な理由がないのに当該資金の目的である活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該資金の額

２　特定費用準備資金及び資産取得資金について、目的外の取崩しを行う場合には、認定法規則第 31 条第 3 項第 3 号　（同規則第 36 条第 4 項において準用する場合を含む）に定める特別の手続きとして、会長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

第４章 公表、備置き等

（公益充実資金の公表）

第 10 条　本協会は、公益充実資金について、公益認定法規則第 23 条第 1 項 2 号に基づき、次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、本協会のホームページへの掲載その他適切な方法により速やかに公表しなければならない。

（１）当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期

（２）当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠

（３）当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額

（４）当該事業年度の末日における公益充実資金の額

（５）前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの公益充実資金に関する法令で定める事項

第 11 条　本協会は、公益認定法第 21 条第 2 項第 4 号並びに公益認定法施行規則第 46 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号に基づき、公益充実資金等について記載した書類を、事業年度経過後 3 月以内に主たる事務所に 5 年間備え置き、所定の業務時間内に閲覧等に供するものとする。

第５章 雑 則

（法令等の読替え）

第 12 条　本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、当該改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

（改 廃）

第 13 条　本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（細 則）

第 14 条　本規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附 則

本規程は、2011 年 9 月 7 日から施行する。

本規程は、2025 年 10 月 22 日から施行する。

本規程は、2026 年 10 月 19 日から施行する。